



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1079	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	1
1080	〃	(〃).....	1
1081	平成22年度和歌山県准看護師試験の実施	(医務課).....	2
1082	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
1083	換地計画の決定	(農業農村整備課).....	3
1084	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	3
1085	保安林予定森林	(〃).....	4
1086	〃	(〃).....	4
1087	特定第2号漁業者の同意	(水産振興課).....	5
1088	基本測量の終了	(技術調査課).....	5
1089	〃	(〃).....	5
1090	〃	(〃).....	5
1091	公共測量の実施	(〃).....	6
1092	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
1093	道路の供用開始	(〃).....	6

○ 公告

	軽油引取税免税証の無効	(税務課).....	6
--	-------------	------------	---

○ 監査公表

	監査公表第17号	7
	監査公表第18号	8
	監査公表第19号	9

告 示

和歌山県告示第1079号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ヒロセ調剤薬局	田辺市高雄三丁目12-9	医療機関所在地	田辺市湊1453	田辺市高雄三丁目12-9	平成22.11.8

和歌山県告示第1080号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医

療)の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
さくら訪問看護ステーション	有田市港町29-1	所在地	有田市箕島805-2	有田市港町29-1	平成22.7.16

和歌山県告示第1081号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成22年度和歌山県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験日時

平成23年2月12日（土）午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ
和歌山市北出島一丁目5番47号

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 出願受付期間

平成23年1月5日（水）から同月7日（金）まで（締切日消印有効）とする。

なお、書類は簡易書留郵便による提出とし、封筒表面に「准看護師試験願書」と朱書きすること。

5 出願書類提出先

〒640-8585（県庁専用郵便番号）
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班

6 受験手数料

6,900円（和歌山県証紙を受験願書にはり付け、消印をしないこと。ただし、県外在住者にあつては、証紙の代わりに現金を送付してもよい。この場合、現金書留とすること。）

7 試験についての問い合わせ先

和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班
電話番号 073-441-2605

和歌山県告示第1082号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ岩出バイパス店
和歌山県和歌山市川辺字神ノ木193
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
- 3 変更する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）入口1か所、出口1か所（縦覧図書添付図面3）
（変更後）入口1か所、出入口1か所（縦覧図書添付図面4）
- 4 変更年月日
平成22年11月19日
- 5 変更する理由
国道24号線の交通流への支障を軽減するため。
- 6 届出年月日
平成22年11月10日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成22年11月19日から平成23年3月22日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1083号

海南市宮換地計画（大窪・市坪地区）の認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、当該申請を適当と決定したから、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成22年11月22日から同年12月20日まで
- 3 縦覧場所 海南市建設課

和歌山県告示第1084号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町毛原上字大京地344、345の2、346の1、347、349、350、351（次の図に示す部分に限る。）、字燻石219の3、219の23、219の24、字栗房296の1、301、302、308の

- 1、308の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1085号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字檜原字大小麦1297、1298、1298の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1086号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町大柳字土尻23、29から31まで、36
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字土尻31（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1087号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
堺棒受網	紀州日高漁業協同組合の地区のうち日高郡みなべ町堺	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業

和歌山県告示第1088号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業期間 平成22年3月26日から同年10月29日まで
- 3 作業地域 和歌山市

和歌山県告示第1089号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（ジオイド測量）
- 2 作業期間 平成22年6月14日から同年7月16日まで
- 3 作業地域 和歌山市、日高川町

和歌山県告示第1090号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（ジオイド測量）
- 2 作業期間 平成22年6月14日から同年7月16日まで
- 3 作業地域 紀の川市、広川町

和歌山県告示第1091号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図更新）
- 2 作業期間 平成22年10月5日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山市の一部

和歌山県告示第1092号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市中辺路町温川字桑畑684番1地先から同市中辺路町川合字岩崎1636番1地先まで	旧	4.50 ） 19.20	865.20	
同上	旧	9.66 ） 36.90	568.80	温川トンネル L=464.00
同上	新	9.66 ） 36.90	568.80	温川トンネル L=464.00

和歌山県告示第1093号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市中辺路町温川字桑畑684番1地先から同市中辺路町川合字岩崎1636番1地先まで

供用開始の期日 平成22年11月19日

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成22年10月23日以降無効とする。

平成22年11月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	林業	8138146 } 8138147 } 8138173 } 8138177	7枚	平成22年9月1日から 同年11月30日まで	紀南県税事務所	平成22年10月23日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

監査公表

和歌山県監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成22年7月28日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年11月19日

和歌山県監査委員 楠本 隆
 和歌山県監査委員 足立 聖子
 和歌山県監査委員 尾崎 太郎
 和歌山県監査委員 角田 秀樹

1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

監査対象事業会計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	平成22年7月28日
和歌山県工業用水道事業会計	〃
和歌山県土地造成事業会計	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

(ア) 医業収益の過年度未収金については、平成21年度末で約2,998万円となり、前年度に比し、約146万円増加しているため、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。

(イ) 超過勤務手当について、勤務時間が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当1件2,645円が支給されていたので返納されたい。

イ 和歌山県土地造成事業会計

保有土地の販売については、西浜工業団地で56,241㎡の売却を行い、努力されているが、平成21年度末現在、未処分地が641,096㎡（事業用借地権設定契約部分含む。）となっているため、今後とも早期の土地処分について努力されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の事業会計について、事務の執行は、適正であると認めた。

和歌山県監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により、平成22年8月23日、同月24日及び同月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年11月19日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎

和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
社団法人和歌山県観光連盟	平成22年8月23日
和歌山県税事務所	〃
社団法人和歌山県体育協会	平成22年8月24日
和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会	平成22年8月26日
社団法人わかやま森林と緑の公社	〃
和歌山県土地開発公社	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 社団法人和歌山県観光連盟

観光振興事業補助金で観光情報誌を発行し、広告料収入があるにもかかわらず、事業実績報告書に記載されていないので適切に処理されたい。

イ 和歌山県税事務所

県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は前年同様約97%で、税源移譲による個人県民税の調定の増加とともに、一部税目の所管換えもあったが、平成21年度末における収入未済額は約15億169万円と減少している。

今後とも、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法（昭和22年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続する等収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

ウ 社団法人和歌山県体育協会

(ア) 体育協会から加盟団体へのトップアスリート育成事業補助金について、体育協会の同事業の補助金交付要綱では、事業実績報告書に収支計算書及び証拠書類を添付して提出することとなっているが、証拠書類が添付されていない事例があったので、適正に事務処理をされたい。

(イ) 平成21年度スポーツ団体組織強化・国体準備事業補助金の支出の際、当該団体名義の口座ではなく所属の個人名義の口座に振込んだ事例があったので、今後は、適正に会計事務処理されたい。

エ 和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会

会計処理規程では、歳入簿・支出予算差引簿を備えるよう定められているが、一括して出納簿で管理しているため適正な帳簿管理をされたい。

オ 社団法人わかやま森林と緑の公社

造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成21年度末の借入金残高は、約147億7000万円となっている。また、造林事業は伐期まで長期間にわた

るため今後も多額の借入金が必要となると考えられるが、一方、近年木材価格は、低迷しており、経営環境は、非常に厳しい状況にある。

今後とも、他都道府県の動向を注視しながら、長伐期施業転換への契約変更（50年～80年に契約変更）、施業単価の見直し、間伐事業の重点実施等貴団体が策定した「分収林経営改善計画」を確実に実施されたい。

カ 和歌山県土地開発公社

(ア) 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取先地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、今後とも、早期移管に向け、引き続き努力されたい。

(イ) 保有土地のうち、平成21年度に住宅の分譲地として、紀泉台（2件）、蜂伏（2件）及び紀泉台西部（2件）が売却されており努力されているが、依然として残っている土地が存在しており、今後とも、その売却に努力されたい。

また、古座上野山団地及び打田第2の完成土地についても、早期処分に努められるとともに、紀泉台西部土地についてもその活用の方途を検討されたい。

(3) 検討事項

ア 社団法人和歌山県体育協会

体育協会から加盟団体へ補助金を支出しており、補助金ごとに要綱を作成している。要綱では、事業実績報告書に収支計算書及び証拠書類を添付することとし、様式も定めているケースがほとんどであるが、一部の要綱には証拠書類の添付が記載されていないものがある。要綱の内容について検討されたい。

(4) 上記以外の事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成22年8月23日、同月24日、同月26日及び同月27日に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年11月19日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎
 和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
知事室	平成22年8月23日
総務部	平成22年8月24日
企画部	平成22年8月23日
環境生活部	平成22年8月26日
福祉保健部	平成22年8月23日
商工観光労働部	平成22年8月23日
農林水産部	平成22年8月26日
県土整備部	平成22年8月27日
会計局	平成22年8月24日
県議会	平成22年8月26日
人事委員会	平成22年8月26日
労働委員会	平成22年8月27日
選挙管理委員会	平成22年8月24日
監査委員	平成22年8月27日
教育委員会	平成22年8月24日
公安委員会	平成22年8月24日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

知事室

ア 納品書へ受付印が押印されていない事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(広報課)

総務部

ア 委託料の単価契約が、会計課へ合議されていなかったので適正に処理されたい。

(総務学事課)

イ 集中調達物品の消耗品で、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(人事課)

ウ 県税収入の確保について

個人県民税を除く県税の収入率は、98.2%と前年度に比べ0.2ポイント減少したが、収入未済額は2億68万円圧縮するなど県税徴収対策本部での徴収目標の設定や進行管理の徹底、滞納処分の強化等、組織的な取組の成果が出ている。

しかしながら、個人県民税の収入率は、税源移譲による調定額の増加もあり、92.9%と前年度に比べ0.1ポイント悪化しているので、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するなど、今後も市町村と連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。

(税務課)

エ 支出負担行為4件が、会計課及び総務事務集中課へ合議されていなかったので適正に処理されたい。

(税務課)

オ 超過勤務手当について、勤務時間（代休を除く。）が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた事例や、勤務時間（代休を除く。）が週38時間45分を超えているが、時間の計算を誤って、25/100の手当を支給していた事例により、2,498円が過支給となっているので、返還措置を講じられたい。

(管財課)

カ 支出負担行為が、会計課へ合議されていなかったので適正に処理されたい。

(危機管理課)

キ 支出負担行為が、総務事務集中課へ合議されていなかったので適正に処理されたい。

(消防保安課)

企画部

ア 随時の資金前渡精算票で、精算の根拠となる添付書類が一部不足していたため、精算金額が確認できない事例があったので注意した。

(文化国際課)

イ 超過勤務手当について、週休日に7時間勤務し4時間の振替を行った場合、残時間については125/100の支給率となるが、135/100で支給しているものが2件あったので、差額1,095円について返還措置されたい。

(情報政策課)

ウ 支出負担行為が、総務事務集中課へ合議されていなかったので、適正に処理されたい。

(地域政策課)

エ 物品の処分について、物品不用調書により不用決定されているが、廃棄する場合の不用品処分調書が作成されていなかったため適正に処理されたい。

(人権政策課)

環境生活部

ア 行政財産である建物(妙法山公衆便所)を和歌山県公有財産事務規程(平成10年和歌山県訓令第1号)第17条に基づく用途廃止の手続なしに取り壊し、公有財産に関する事務を総括する総務部長へ処分に係る報告が行われたのは、取壊し後、約7年を経過してからであった。

今後このようなことがないように本県公有財産の取得、管理及び処分に関する規程等を遵守されたい。

(環境生活総務課)

イ 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成21年度末で、約11億2千万円となっている。

早期回収は困難と思われるが、今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。

(循環型社会推進課)

ウ 集中調達物品の消耗品費の納品書の受付において、発注課室の受付印、職員の個人印を押印していないものが散見されたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(県民生活課)

エ 公衆電話設置の用に供することを条件に指定管理者に行政財産の使用許可を与えた事例については、財産の区分を土地とし、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)に基づき土地の種別で使用料を算定しているが、公衆電話の設置場所から財産の区分は、建物が適切と考えられるので、適正に処理されたい。

(青少年・男女共同参画課)

福祉保健部

ア 生活保護費返還金の未収金については、平成21年度末で約4,562万円であり、前年度に比し約703万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(福祉保健総務課)

イ 介護福祉士等修学資金貸付金の収入未収金については、平成21年度で約18万円であり、前年度に比し若干減少している。

今後も、徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(福祉保健総務課)

ウ 集中調達物品の消耗品費で、物品調達調書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(福祉保健総務課)

エ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成21年度末で約1,012万円であり、前年度に比し、約233万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理

に努められたい。

（子ども未来課）

オ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成21年度末で約4,032万円であり、前年度に比し約101万円減少している。

今後も、振興局担当者会議等を通じて、新規未償還金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

カ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成21年度末で約1,695万円であり、前年度に比し、約72万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

キ 支出負担行為が、総務事務集中課へ合議されていなかったので適正に処理されたい。

（子ども未来課）

ク 集中調達物品の消耗品費で、物品調達調書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（長寿社会課）

ケ 支出負担行為が、会計課へ合議されていなかったので適正に処理されたい。

（長寿社会課）

コ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成21年度末で約870万円であり、前年度に比し約752万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導を行うとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

サ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成21年度で約279万円であり、前年度に比し約13万円の減少となっている。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

シ 特別障害者手当の未収金については、平成21年度末で約209万円であり、前年度に比し約16万円の減少となっている。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

ス 身体障害者介助犬給付事業の返還金50万円について、今後も徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

（障害福祉課）

セ 集中調達物品の消耗品費で、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（障害福祉課）

ソ 委託料の単価契約（1件）、支出負担行為（1件）が会計課へ、又支出負担行為（1件）が総務事務集中課へ合議されていなかったので適正に処理されたい。

（障害福祉課）

タ 看護職員修学資金貸付金の返還金について、平成21年度末で504,000円が収入未済となっている。

今後、未納者の現状を把握して適切な債権管理に努められたい。

（医務課）

商工観光労働部

ア 中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行って、債権回収に取り組みられているが、平成21年度末現在における収入未済額（元金）は79億1,572万円と、依然として多額である。

今後とも、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、すでに事業を廃止、倒産又は休業状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを強化し、債権管理に万全を期されたい。

（商工観光労働総務課）

イ 支出負担行為が、会計課へ合議されていなかったので適正に処理されたい。

（商工観光労働総務課）

ウ 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成21年度末現在の未償還額は、1,196万円であり、前年度に比し、13万円減少しているが、履行期限延長承認申請書による分納計画どおり返還されていないので、引き続き債権管理に努力されたい。

（企業振興課）

エ 県の補助事業である社団法人和歌山県観光連盟の観光振興事業において、観光情報誌の広告料収入があるにもかかわらず、事業実績報告書に記載されていないので適切に処理されたい。

（観光振興課）

オ 週休日に勤務し、4時間の振替を行った場合で、勤務時間が38時間45分超であるのに25/100の超過勤務手当が支給されていないものが1件あったので手当額2,620円について適切に処理されたい。

（観光交流課）

農林水産部

ア 「わかやま喜集館」における和歌山県産品展示運營業務委託について、随意契約を締結しているが、唯一の委託先とは考えられないので、今後は適正な事務処理手続きをされたい。

（食品流通課）

イ 過年度分の未登記処理については、「登記事務促進対策事業」の推進等により問題の解決に努められているが、平成21年度末で、なお、91件が未登記となっているので、引き続き同事業の推進に努められたい。

（農業農村整備課）

ウ 土地改良事業等の竣工にともない、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。

（農業農村整備課）

エ 和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29条）第3条の2において、当該書面の紙面と当該書面に貼られた証紙の彩紋とにかけて消印をしなければならないと定められているが、消印されていない事例があったので、必ず消印されたい。

（果樹園芸課）

オ 農業改良資金の未収金については、債務者への償還指導の継続により、元金は129万円減少し、平成21年度末で約222万円となっているが、違約金は同年度末で約315万円となっており、回収は進んでいない。

今後とも、継続的な債権回収と新規滞納の防止に努められたい。

(経営支援課)

カ 林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関とも連携を図りながら未収金の回収に努められているが、平成21年度の回収額は14万円と厳しい状況であり、同年度末の未収金は、約1,633万円となっている。

今後とも、法的措置も検討しながら未収金の早期回収に努められたい。

(林業振興課)

キ 日高振興局内の平成13年度治山事業工事に係る違約金の未収金約40万円については、引き続き債権管理に努めるよう指導されたい。

(森林整備課)

ク 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成21年度末で現年度分が、前年度に比べ、約150万円減少し、約197万円、過年度分が、前年度に比し約119万円増加し、約1,733万円で、これらに、確定分の違約金、約583万円を加えると、合計約2,513万円となっている。

今後とも、償還指導の徹底により、延滞の長期化防止及び新規滞納者の発生防止に努められたい。

(水産振興課)

県土整備部

ア 工事請負契約不履行に伴う違約金は、平成21年度末では、11件の約1,070万円が収入未済となっているため、今後も引き続き未収金解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、個々の実状に応じた厳正な債権管理に努められたい。

(技術調査課)

イ 超過勤務手当について、代休取得していない土曜日の超過勤務に対し、135/100の手当しか支給できないにもかかわらず、25/100の手当1,797円を過支給していたので、返還措置を講じられたい。

(技術調査課)

ウ 集中調達物品の消耗品費の納品書の受付において、職員の個人印を押印していないものが1件あり、また、和歌山県公文書管理規程(平成13年和歌山県訓令第12号)の規定とは異なる收受印を押印しているものや個人印が不適切な場所に押印されているものが散見されたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(技術調査課)

エ 土木使用料(道路)等の未収金は、平成21年度末で約89万円と昨年度に比し増えており、今後とも債務者の現況を把握の上、担当部局を指導し、適切な債権管理に努めるとともに、不納欠損処分すべきものについては適切に処理されたい。

(道路保全課)

オ 集中調達物品の消耗品費の納品書について、保管漏れが3件あったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(道路保全課)

カ ETC使用承認・使用管理簿を作成しておらず、かつETCの使用状況を管理していないので、適正に処理されたい。

(道路保全課)

キ 工事請負契約不履行に伴う違約金及び延滞金並びに不法占用代執行経費は、平成21年度末で11

2万円が収入未済となっている。

引き続き、未収金解消に努め、不納欠損処分できるものについては適切に処理するとともに、厳正な債権管理に努められたい。

(道路建設課)

ク 工事請負契約不履行に伴う違約金等は、平成21年度末で、約265万円が収入未済となっている。

引き続き、未収金解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、厳正な債権管理に努められたい。

(河川課)

ケ 土地使用料(河川堤塘)の未収金は、平成21年度末で約35万円が収入未済となっている。

引き続き、各振興局を指導し、未収金の削減に努められたい。

(河川課)

コ 河川敷地の不法占用については、平成21年度末現在、なお16件あり、引き続き、不法占用者に対しては厳正に対処されたい。また、新規の不法占用をなくすため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

(河川課)

サ 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、約8,851万円収入未済となっているので、引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(都市政策課)

シ 県営住宅・特定公共賃貸住宅・駐車場を合わせた平成21年度末の収入未済額は、約2億3,040万円と多額である。

引き続き、未納者に対しては、各振興局、住宅公社(委託先)及び委託管理人と連携し、適正な債権管理に努められたい。

(建築住宅課)

ス 県営住宅家賃等損害賠償金の平成21年度末の収入未済額は約255万円あり、引き続き回収に努めるとともに適正管理に努められたい。

(建築住宅課)

セ 特定公共賃貸住宅は4団地、33戸であるが、その内入居戸数は平成21年度末現在わずか7戸となっている。

今後は、県民ニーズ及びPR方法等を検討し、入居戸数を増やすよう努力されたい。

(建築住宅課)

ソ 旅行命令簿で、復命されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(建築住宅課)

タ 港湾施設使用料等の未収金は、平成21年度末で、約3,323万円あり、過半を占める大口滞納者に対して訴訟提起するなどの努力はされているが、引き続き、未収金解消に向け、努力されたい。

(港湾空港振興課)

チ 集中調達物品の消耗品費の納品書の受付において、発注課室の受付印及び職員の個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(港湾整備課)

会計局

ア 出納機関へ合議のない各所属の支出負担行為票が見受けられたので、合議区分に従った事務処理の徹底を各所属に指導されたい。

(会計課)

選挙管理委員会

ア 収支報告書の写しの交付請求書に貼付された県証紙への消印漏れがあり、証紙徴収実績簿への記載もされていなかった。このため、証紙徴収実績報告書にも報告漏れとなっていた事例があったので、今後は、適切に事務処理されたい。

教育委員会

ア 教育財産使用許可期間中に許可を受けた者から使用許可数量の変更申請があり、変更許可を与え使用料が減額となった事例について、減額分の使用料を返還していないので、適正に処理されたい。

(総務課)

イ 超過勤務手当について、125/100の手当13,651円が過支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(給与課)

ウ 恩給の過誤払いによる返還金債権に係る債務を弁済すべき者が死亡し、相続人全員が相続放棄した事例について、不納欠損処理等が適正に行われていなかったので、関係規程等に基づき適正に事務処理されたい。

(福利課)

エ 進学奨学金等返還金の未収金については、個別相談会の開催や家庭訪問等の実施による償還指導等に努められているところであるが、平成21年度末で約7億1,626万円となっており、前年度末に比し約4,384万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策を検討し、引き続き債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

オ 和歌山県修学奨励金返還金の未収金については、平成21年度末で約1,585万円となっており、前年度末に比し約695万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、未納者の現状を把握し、事例によっては連帯保証人に対し償還を求めるなど、引き続き債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

カ 県立体育館において、集中調達物品の消耗品費の納品書が保管されていないものや納品書の受付において、発注課室の受付印及び職員の個人印を押印していないものが散見されたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(スポーツ課)

キ 和歌山ビッグ愛及び和歌山ビッグホエールにおいて自動販売機設置（6か所7台）の用に供することを条件に教育財産の使用許可を与えた事例については、財産の区分を土地とし、和歌山県使用料及び手数料条例に基づき土地の種別で使用料を算定しているが、自動販売機の設置場所から財産の区分は、建物が適切と考えられるので、適正に処理されたい。

(スポーツ課)

ク 和歌山県体力開発センター内の普通財産である物件を賃貸しているが、賃料の算定が「普通財産（土地及び建物）の貸付料算定基準」により行われていないので、適正に事務処理されたい。

(スポーツ課)

ケ 社団法人和歌山県体育協会が、県から平成21年度スポーツ団体組織強化・国体準備事業補助金の交付を受け、加盟団体に対して補助金を支出する際、当該団体名義の口座ではなく所属の個人名義の口座に振込んだ事例があったので、今後、適正に会計事務処理するよう指導されたい。

(スポーツ課)

警察本部

ア 放置違反金の平成21年度決算における未収金は、約4,461万円であり、前年度に比し約212万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 普通扶助料返還金の平成21年度決算における未収金約13万円について、今後も、徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(3) 検討事項

企画部

ア コスモパーク加太の未利用地（894,780㎡）については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

（企画総務課）

イ 旧南紀白浜空港跡地（365,407㎡）については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

（企画総務課）

環境生活部

ア 県民生活課では、和歌山交通公園の管理に関する事務を所掌しているが、当該土地については、警察本部所管の行政財産となっている。和歌山県公有財産事務規程では、当該行政財産を公共用に供する事務又は事業を所管する部局長が行政財産に関する事務を所掌することになっているので、当該行政財産の所管換えについて警察本部長と協議されたい。

（県民生活課）

福祉保健部

ア 旧六星寮の土地について、有効利用を図られたい。

（障害福祉課）

農林水産部

ア 普通財産である社団法人和歌山県畜産公社跡地については、引き続き、当該土地の有効活用に努められたい。

（畜産課）

イ 県栽培漁業センター及び北部栽培漁業センター運営業務委託事業において、当該委託事業と委託先の自主事業との経理区分が不明確であるので、明確な経理区分できるよう検討されたい。

（水産振興課）

県土整備部

ア 廃道敷地については、平成21年度末で12件が未処理となっているので、適正な管理と有効活用の検討に努められたい。

また、廃道敷地以外の未利用地については、現況を十分把握のうえ、早期に処理方針を検討されたい。

（道路保全課）

イ 廃川敷地の処理について、平成21年度末現在で未処理件数は9件となっている。

今後も、各案件に適した早期処理方法を検討のうえ、引き続き適正管理に努められたい。

（河川課）

教育委員会

ア 県立学校では、試験会場等に使用することを目的に教室や会議室等の使用許可を与えている。教育財産の使用料については、和歌山県使用料及び手数料条例に基づくほか、その細目を県立学校の会議室等使用料の徴収取扱い要綱に定めており、本件使用料は、同要綱に基づき徴収している。同要綱別表備考欄には、教室を使用するときは、同別表に規定する額を3割4分増とすること

が明記されているが、教室以外の施設については、使用料を割増しすることが規定されていない。特に教室より面積が大きい施設では、空調設備を使用することにより、教室以上に電気料金がかさむこととなるので、教室以外の各室の適切な使用料について検討されたい。

（総務課）

イ 有田川町清水1672-3の教職員住宅（1戸）、上富田町岩田1787-8の教職員住宅（4戸）及び田辺市学園28-15の教職員住宅（2戸）については、長期間入居者が無く未利用である。

耐震診断結果を踏まえ、用途廃止も視野に入れ公有財産の有効活用について引き続き、検討されたい。

（福利課）

ウ スポーツ課では、和歌山県教育庁組織規則（平成15年教育委員会規則第14号）に基づき県立武道館に関する事務を所掌しているが、当該武道館の敷地については、和歌山県総務部長所管の行政財産となっている。和歌山県公有財産事務規程では、当該行政財産を公共用に供する事務又は事業を所管する部局長が行政財産に関する事務を所掌することになっているので、当該行政財産の所管換えについて総務部長と協議されたい。

（スポーツ課）

エ 県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘資料館及び県立自然博物館において、学校教育活動により児童生徒を引率する教員については、当該施設の入場料等を定める規定の「引率者」に該当すると解釈されるので、規程の整備も含め、今後検討されたい。

（文化遺産課）

(4) 上記以外の機関について、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。